明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定（八）　二
〔告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務四二〇）　四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定に関する書簡の交換に関する件（同四二一）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国政府とカタール国政府との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、カタール国については所得に対する租税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等又は金融機関が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一八条～第二〇条関係）

8　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

9　日本国の居住者が納付するカタール国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。カタール国の居住者が納付する日本国の租税の額は、カタール国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

12　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二六条関係）

13　この協定は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）

14　匿名組合契約に関連して取得する所得に対しては、源泉地国において課税することができる。カタール国の租税に関する法令に基づくカタール国民に対する租税の免除は、第二三条の適用上差別には該当しない。取引の主たる目的がこの協定の特典を受けることにある場合には、この協定に定める租税の軽減又は免除は与えられない。（議定書関係）